

## 質問2 学会演題の倫理審査について

(該当箇所: 第1号議案、p.40: 研究倫理審査委員会)

議案書 40 頁「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイドンス(以下倫理ガイドンス)」を受けて「研究に関する倫理指針」を定め、倫理審査委員会を設置するということですが、迅速な対応で宜しいかと思えます。しかし、日本作業療法学会に話を移した場合、応募されて来る研究は必ずしも「倫理ガイドンス」を満たさないものもあると思われれます。そのような状況で「倫理ガイドンス」を満たさない研究が訴訟の対象となった場合に学会側もその責任を問われる可能性が今後出てくるのではないのでしょうか。加えて、その様な状況は県士会で行われる学術集会でも同様だと想像します。今後このような状況を想定して対策を講じる必要があると考えますが協会では何かお考えがありますでしょうか。

## 回答

日本作業療法学会の演題募集要項では、「V. 演題内容に関わる倫理的事項について」の「2. 最大限倫理的な配慮を行うこと」として、「研究の計画・実行・分析・演題作成などの過程において、個人の尊厳、人権の尊重などの倫理的配慮を十分に行って下さい。また、各大学・病院などに倫理審査委員会がある場合は、審査を受けた旨を記載して下さい。」と明記しております。

また、「VII. 演題審査基準」の一つに「4. 倫理手続き」の項目を設け、「人を対象とする研究(基礎研究を含む)において、個人情報の保護と倫理的な配慮がされているか。研究は当該機関の承認を受け、個人情報を保護し、対象者からインフォームド・コンセントを得て行われているか。」についても審査の採点項目に加えております。

演題募集要項に記載されているこれら倫理問題に関する手続きは、応募者に対する注意喚起であり、自助努力を求めるものであって、仮に応募演題にそれについての言及がなかった場合でも、ただそれだけの理由で不採択になるわけではありません。しかしそもそも協会は、学会という学術発表の場を提供しているのであり、発表の内容やその倫理的な問題は、各研究者が自己の責任において、自分が所属する機関や施設等の倫理規程や倫理基準に則って解決し保証すべきことです。これは研究活動の普遍的一般的なルールであって、当協会の研究倫理審査委員会も、まさに「当協会が主体となっていく研究」の倫理問題について自ら責任をとるために設置するものです。

したがって、万が一日本作業療法学会で発表された研究が訴訟の対象となったとしても、協会側がその責任を問われる心配はないと考えます。